



金 沢 市 公 報

号外第2号

平成27年(2015年)1月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入
札に参加する者に必要な資格等について

(監 理 課) 1

告 示

●金沢市告示第20号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成27年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成24年告示第298号(建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、平成27年3月31日をもって廃止します。

平成27年1月19日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する者として

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主にあつては、同法第7条の規定によるその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことの届出を行っている者
 - (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者
 - (7) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者
- 2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体（2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。）は、その構成員の全てが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。
 - (1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項
 - (2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項
- 2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。
- 3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。
 - (1) 工事成績評点
 - (2) 指名停止状況
 - (3) 優良建設工事の表彰実績
 - (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
 - (5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
 - (6) 本市との除排雪委託契約の契約状況
 - (7) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
 - (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
 - (9) 金沢市消防団協力事業所の認定状況
 - (10) 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。
- 3 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかった者でも、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 西暦偶数年（資格審査申請書の提出日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 西暦偶数年（資格審査申請書の提出日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。）の12月31日
- 5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添 付 書 類		本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
1	総合評定値通知書		○	○
2	主観的事項に関する調査票		○	—
3	許可証明書又は許可通知書		○	○
4	工事経歴書	直前2年の各営業年度分	○	○
		石川県内に所在する官公庁の元請分	—	○
5	技術職員名簿等	総括表	○	○
		技術職員名簿	○	○
		技術職員名簿（石川県内にある営業所人員）	—	○
6	委任状		○	○
7	市税滞納有無調査承諾書		○	○
8	国税に係る納税証明書		○	○
9	使用印鑑届		○	○
10	主たる営業所に関する誓約書		○	—
11	営業所一覧表		—	○
12	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		○	○
13	役員の兼務及び資本関係調書		○	○
14	金沢市入札参加申請登録票		○	○

備考

- 印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。ただし、書類番号6に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとします。
- 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 廃止前の平成24年告示第298号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

平成27年(2015年)1月19日	印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)1月19日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄